



島根県報

平成19年11月30日 (金)

第 1,936 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者の指定 (") 3

介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (") 3

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 4

保安林の指定 (2 件) (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定施業要件の変更 (5 件) (") 5

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 7

道路の供用開始 (") 8

廃川敷地等の発生 (河 川 課) 9

公 告

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 9

特定調達公告

抗インフルエンザウイルス薬 (リン酸オセルタミビル製剤75mg) 購入に係る随意 (薬 事 衛 生 課) 9

契約の相手方等

病院局告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料

の額の一部改正 10

教委規則

島根県立高等学校通学区域規程を廃止する規則 (高 校 教 育 課) 10

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則 (") 11

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 11

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 12

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体 13

人委規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 13

人委告示

平成19年度島根県職員 (助産師) 採用試験の実施 13

正 誤

平成19年 8 月 3 日付け島根県報第1,902号中 (森 林 整 備 課) 15

平成19年 8 月16日付け島根県報第1,905号中 (") 15

平成19年11月20日付け島根県報第1,933号中 (") 16

平成19年6月26日付け島根県報第1,891号中

(道路維持課) 16

平成19年3月30日付け島根県報号外第32号中

(人事委員会) 16

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第100号)

1 規則の概要

インターネットを利用して行う公有財産の売払いに係る入札に関する入札の公告、入札の方法、入札保証金、契約保証金等について定めることとした。(第60条・第60条の2・第61条・第62条・第69条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第100号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第60条中「入札期日」の次に「(公有財産売却システム(インターネットを利用して行う公有財産の売払いに関する事務を処理するシステムをいう。以下同じ。))による入札にあつては、入札期間の初日)」を加え、同条第4号中「日時」の次に「(公有財産売却システムによる入札にあつては、入札期間及び開札の日時)」を加える。

第60条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札にあつては、入札期間中に当該公有財産売却システムを管理する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより入札しなければならない。

第61条第1項中「以上」の次に「(公有財産売却システムによる入札にあつては、予定価格の100分の10以上)」を加える。

第62条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる入札の場合は、この限りでない。

第69条第1項中「契約金額」の次に「(公有財産売却システムによる入札にあつては、予定価格)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第974号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|---------------|--------|-------------------|----------------|------------------|
| 有限会社 シー・エス・ピー | 訪問介護 | ヘルパーステーション ぬくもりの里 | 松江市西川津町533 - 1 | 平成19年 11月 6 日 |
| 有限会社 前田建設 | 通所介護 | 介護支援センター 和み館 | 安来市飯島町189 - 1 | 平成19年 11月 1 日 |

島根県告示第975号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|----------------|--------------|------------------------|------------------|------------------|
| ウエルビィ株式会社 | 訪問介護 | サンキ・ウエルビィ介護センター浜田 | 浜田市黒川町4196番地 | 平成19年 11月 1 日 |
| | 介護予防訪問介護 | | | |
| 株式会社 中林建築設計事務所 | 訪問介護 | 訪問介護事業所 ホーム・スイートホームきらり | 出雲市湖陵町二部1192番地 1 | 平成19年 11月 5 日 |
| | 介護予防訪問介護 | | | |
| 社会福祉法人 聖徳福祉会 | 通所介護 | デイサービスひさご苑 | 松江市浜佐田町125番地 | 平成19年 11月 1 日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |
| 株式会社 蔵西 | 通所介護 | 通所介護事業所 長浜味覚亭 | 出雲市西園町500 - 1 | 平成19年 11月17日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |
| 有限会社 オレンジロード | 福祉用具貸与 | オレンジロード | 松江市学園二丁目11番18号 | 平成19年 11月10日 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | | | |
| | 特定福祉用具販売 | | | |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | | | |

島根県告示第976号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|----------------|----------|--------------------------|----------------|------------------|
| 社会福祉法人 はびねず福祉会 | 介護予防訪問介護 | 社会福祉法人 はびねず福祉会 指定訪問介護事業所 | 益田市横田町2087番地 1 | 平成19年 11月 1 日 |

島根県告示第977号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡石見土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

石橋 真一 邑智郡邑南町矢上1318番地
大石 良典 邑智郡邑南町中野2483番地
三浦 秀樹 邑智郡邑南町井原2911番地
寺本 梶 邑智郡邑南町日貫731番地
高畑 智収 邑智郡邑南町日和178番地
松本 正 邑智郡邑南町矢上3936番地

監事

渡邊 秀麿 邑智郡邑南町中野1676番地
三浦 弘 邑智郡邑南町矢上912番地

2 就任年月日

平成19年10月13日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

日高 昭登 邑智郡邑南町中野598番地
森脇 實 邑智郡邑南町矢上1773番地
大石 良典 邑智郡邑南町中野2483番地
半田 允彬 邑智郡邑南町井原828番地
寺本 梶 邑智郡邑南町日貫731番地
森橋 義嘉 邑智郡邑南町日和735番地

監事

渡邊 秀麿 邑智郡邑南町中野1676番地
三浦 弘 邑智郡邑南町矢上912番地

島根県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市弥栄町大坪211 - 1、211 - 2、212、678、678 - 1から678 - 3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

弥栄町大坪211 - 1、211 - 2、212、678 - 3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第979号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字小田5149 - 1、5150、5151

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第980号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年1月26日農林水産省告示第194号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第981号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ971、金城町波佐イ163、イ165、イ166、イ167-1、イ167-2、イ169、イ170、イ171、イ172、イ1114、イ1114-1、イ1116-1、イ1116-2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第982号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年12月14日島根県告示第899号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第983号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年3月29日島根県告示第373号（2に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第984号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田842 - 1、頓原2658 - 1、2658 - 5、2658 - 7 から2658 - 25まで、2658 - 31、2658 - 32、2663 - 1、2663 - 6、2664 - 1、2665 - 1、2666 - 2、2692 - 1、2693 - 1、2693 - 26から2693 - 30まで、2693 - 38、2944 - 1 から2944 - 4 まで、2945 - 1、2945 - 5、3005、3070 - 1 から3070 - 3 まで、3428 - 1、3428 - 10から3428 - 12まで、3428 - 17、3435 - 1、3435 - 13から3435 - 18まで、3455 - 1、3455 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第985号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 | |
|-------|----------|------------------------------|--------|-------------------------|----------------|-------|----------------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | | 延長 |
| 県 道 | 松江鹿島美保関線 | 松江市島根町野波2406番地先から同2318番3地先まで | 前 | メートル 8.00 ~ 13.80 | メートル 128.00 | 松江県土整 | 道路改良工事 歩道設置 拡幅 |
| | | | 後 | 12.00 ~ 16.00 | 128.00 | | |

| | | | | | | | |
|---|---------|---------------------------------|---|-----------------|--------|------------------|----------------------|
| " | 多胡鼻線 | 松江市島根町野波2737番1地先から同2318番2地先まで | 前 | 4.20~ 22.00 | 289.00 | 備事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 9.25~ 31.50 | 276.00 | | |
| " | 上阿井八川線 | 仁多郡奥出雲町下阿井1273番2地先から同1271番1地先まで | 前 | 5.50~ 22.50 | 50.00 | 雲南県土整備事務所仁多土木事業所 | 農道取付 拡幅 |
| | | | 後 | 6.50~ 25.00 | 45.00 | | |
| " | 邑南飯南線 | 邑智郡美郷町都賀西813番2地先から同地先まで | 前 | 6.00~ 7.00 | 20.00 | 県央県土整備事務所 | 災害復旧工事 拡幅 |
| | | | 後 | 8.00~ 9.00 | 20.00 | | |
| " | 大田井田江津線 | 江津市都治町1317番1地先から同町1431番地先まで | 前 | 6.00~ 10.00 | 252.50 | 浜田県土整備事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 12.00~ 21.00 | 252.50 | | |
| " | 田所国府線 | 浜田市宇野町451番地先から同町405番地先まで | 前 | 7.00~ 10.00 | 55.00 | | 砂防工事 拡幅 仮設道路設置 |
| | | | 後 | 11.00~ 15.50 | 55.00 | | |

島根県告示第986号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|-------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|----|
| 県道 | 松江木次線 | 松江市乃白町祝の前335番2地先から同市西忌部町尻久木38番地先まで | メートル 1,025.00 | 平成19年 11月30日 | 松江県土整備事務所 | |
| " | 上阿井八川線 | 仁多郡奥出雲町下阿井1273番2地先から同1271番1地先まで | 45.00 | 平成19年 11月30日 | 雲南県土整備事務所仁多土木事業所 | |
| " | 出雲インター線 | 出雲市東神西町361番2地先から同町370番1地先まで | 193.15 | 平成19年 11月30日 | 出雲県土整備事務所 | |
| " | 大社立久恵線 | 出雲市高松町1309番3地先から同町776番地先まで | 210.00 | 平成19年 12月2日 | | |
| " | 木次直江停車場線 | 簸川郡斐川町大字神氷1265番1地先から同町大字富村421番1地先まで | 2,021.00 | 平成19年 12月2日 | | |

| | | | | | | |
|---|-------|---------------------------|-------|-------------|-----------|--|
| 〃 | 邑南飯南線 | 邑智郡美郷町都賀西813番 2 地先から同地先まで | 20.00 | 平成19年11月30日 | 県央県土整備事務所 | |
| 〃 | 田所国府線 | 浜田市宇野町451番地先から同町405番地先まで | 55.00 | 平成19年11月30日 | 浜田県土整備事務所 | |

島根県告示第987号

河川修繕工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
二級河川久代川水系久代川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成19年11月30日
- 3 廃川敷地等の位置
浜田市久代町1656 - 77
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 20.30平方メートル

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
江津市後地町446番、446番1、447番、447番1、448～450番、3348番104～106、3348番118～120、447地先、2896番3地先
江津市後地町2896番3、3348番107、3348番116、3348番117の一部
面積 7,100.00平方メートル（1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
江津市浅利町72
浅利観光株式会社
代表取締役 植田 稔

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年11月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル製剤75mg)

タミフルカプセル75 100カプセル(PTP) 備蓄用...100カプセル包装品 3,000箱(30万カプセル)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年8月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

70,875,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

島根県病院局告示

島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(平成19年島根県病院局告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月30日

島根県病院事業管理者 中川 正久

ヒトパピローマウイルス検査の項を次のように改める。

ヒトパピローマウイルス検査 1回につき 3,600円

教育委員会規則

島根県立高等学校通学区域規程を廃止する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県教育委員会委員長 北島 建孝

島根県教育委員会規則第25号

島根県立高等学校通学区域規程を廃止する規則

島根県立高等学校通学区域規程(昭和25年島根県教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に島根県立高等学校に在学している者については、この規則による廃止前の島根県立高等学校通学区域規程の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第26号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に島根県立高等学校に在学している者については、この規則による改正前の島根県立高等学校規程第24条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-------------|----------------|--------------------|--------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 公明党石見東総支部 | 会計責任者 | 石田 洋治 | 永岡 静馬 |
| 自由民主党西郷町支部 | 代 表 者 | 吉田 政司 | 野津 浩美 |
| | 会計責任者 | 宮西 操 | 佐々木 菊雄 |
| 自由民主党平田支部 | 代 表 者 | 多久和 忠雄 | 飯塚 普彬 |
| 自由民主党東出雲町支部 | 主たる事務所 の所在地 | 八束郡東出雲町出雲郷773 - 4 | 八束郡東出雲町揖屋町687 - 17 |
| | 代 表 者 | 加藤 勇 | 錦織 邦雄 |
| | 会計責任者 | 古藤 年雄 | 石本 端夫 |
| 自由民主党三刀屋支部 | 主たる事務所 の所在地 | 雲南市三刀屋町三刀屋1116 - 4 | 雲南市三刀屋町乙加宮792 |
| | 会計責任者 | 阿川 光美 | 山根 正吉 |
| 自由民主党西ノ島町支部 | 主たる事務所 の所在地 | 隠岐郡西ノ島町美田2143 - 6 | 隠岐郡西ノ島町美田3576 - 1 |
| | 代 表 者 | 間 靖雄 | 長府 吉信 |
| 自由民主党頓原支部 | 代 表 者 | 和田 幹雄 | 本田 哲三 |

| | | | |
|----------------|------------|---------------------|------------------------|
| | 会計責任者 | 岸 光研 | 滝尻 行雄 |
| 自由民主党大社支部 | 会計責任者 | 曾田 忠良 | 北井 宏弥 |
| 自由民主党柿木村支部 | 主たる事務所の所在地 | 鹿足郡吉賀町柿木村下須721 | 鹿足郡吉賀町柿木村下須423 |
| | 代 表 者 | 桑原 三平 | 田村 惇 |
| | 会計責任者 | 田村 惇 | 三浦 中 |
| 国民新党参議院島根県第一支部 | 主たる事務所の所在地 | 益田市あけぼの西町9 - 10 - 2 | 松江市学園南1 - 9 - 19 - 102 |
| 自由民主党島根県支部連合会 | 会計責任者 | 洲浜 繁達 | 浅野 俊雄 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|---------------|----------------|----------------------------|------------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 島根県税理士政治連盟 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市学園2 - 24 - 12 M & Fビル2F | 益田市乙吉町イ338 - 8 |
| | 代 表 者 | 小川 章 | 藤江 義則 |
| | 会計責任者 | 永瀬 公男 | 黒田 昌弘 |
| 日本共産党長原富夫後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 江津市桜江町谷住郷1472 - 1 | 江津市桜江町谷住郷3433 - 7 |
| 日本薬業政治連盟島根県支部 | 代 表 者 | 辻田 弘幸 | 原田 伸男 |
| | 会計責任者 | 辻田 弘幸 | 原田 伸男 |
| 亀井久興後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市西津田7 - 1 - 23 | 松江市学園南1 - 9 - 19 - 102 |
| 亀井久興後援会賛助会 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市西津田7 - 1 - 23 | 松江市学園南1 - 9 - 19 |
| 島根県商工政治連盟 | 代 表 者 | 森崎 禎璋 | 石川 秋夫 |
| 島根県酪農政治連盟 | 主たる事務所 の所在地 | 邑智郡邑南町出羽51 - 6 | 大田市久手町刺鹿字沖代1943 - 1 |
| | 代 表 者 | 宮松 茂 | 渡邊 正弘 |
| | 会計責任者 | 三島 稔 | 別木 康吉 |
| 一步の会 | 主たる事務所 の所在地 | 簸川郡斐川町大字求院1389 | 簸川郡斐川町大字出西2833 |

島根県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

| 名 称 | 解散年月日 |
|-------------|--------------|
| 宮隅はじめ後援会 | 平成19年 8 月10日 |
| 中島平一後援会 | 平成19年 8 月26日 |
| 上山根はるひさを囲む会 | 平成19年 3 月31日 |
| 島根県森元つねお後援会 | 平成19年 9 月11日 |
| 植木勇後援会 | 平成19年10月10日 |

島根県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年11月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-----------|-----------|------------|----------------|----------------|
| | | | 新 | 旧 |
| 池田 一 | 一步の会 | 主たる事務所の所在地 | 簸川郡斐川町大字求院1389 | 簸川郡斐川町大字出西2833 |

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第29号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条」を「第10条」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 9 条中「第 8 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第10条、第11条並びに第12条第 1 項及び第 2 項中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第14条、第15条第 1 項から第 3 項までの規定及び同条第 5 項並びに第16条第 1 項及び第 2 項中「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第 9 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第 1 項の規定に基づき、平成19年度島根県職員（助産師）採用試験を次

のとおり実施する。

平成19年11月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年12月5日(水)～平成20年1月11日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。)。郵送による場合は、1月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、1月4日(金)午後5時までまでに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

| 試験の種類 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|--------|-------------------|
| 助産師 | 4名 | 県立病院に勤務し、専門的業務に従事 |

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

| 試験の種類 | 年齢・資格等 |
|-------|--|
| 助産師 | 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 試験の種類 | 日 時 | 試験地及び試験場 | 合格発表 |
|-------|---|-----------------------------|---|
| 助産師 | 平成20年1月26日(土) ～1月27日(日) 受付時間 8:40～8:50 試験開始時間 9:15 | 松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町) | 2月14日(木)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。 |

5 試験の種目、配点及び内容

| 試験の種類 | 試験種目及び配点 | 内 容 |
|-------|------------|----------------------------------|
| 助産師 | 教養試験(120点) | 公務員として必要な知識及び知能について、択一式による筆記試験 |
| | 専門試験(180点) | 専門的な知識及び能力について、択一式による筆記試験 |
| | 作文試験(200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験 |
| | 面接試験(500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出) |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |
| | 身体検査 | 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出) |

6 専門試験出題分野

| 試験の種類 | 出 題 分 野 |
|-------|----------------------------|
| 助産師 | 基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理 |

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「助産師請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「助産師申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 3 の受験資格を満たさない場合及び助産師免許を取得見込みの者にあつて、平成20年 3 月末までに行われる国家試験によって当該免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（ 6 % ）の減額措置を実施している。

初任給の例（平成19年 4 月 1 日現在）

| 学 歴 | 年 齢 | 初任給月額（減額前） |
|-----|-----|------------|
| 大学卒 | 22歳 | 196,000円 |

正 誤

平成19年 8 月 3 日付け島根県報第1,902号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|---------------------------|--|
| 10 | 下から 2 | 平成10年 8 月21日農林水産省告示第1283号 | 平成10年 8 月21日農林水産省告示第1283号 (1 に係るものに限る。) |

平成19年 8 月16日付け島根県報第1,905号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|----------------------|--------------------------------------|
| 2 | 上から19 | 平成5年6月1日農林水産省告示第613号 | 平成5年6月1日農林水産省告示第613号 (3に係るものに限る。) |

平成19年11月20日付け島根県報第1,933号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-------------------------|---|
| 5 | 下から14 | 昭和60年9月10日農林水産省告示第1399号 | 昭和60年9月10日農林水産省告示第1399号 (3に係るものに限る。) |

平成19年6月26日付け島根県報第1,891号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 7 | 島根県告示第533号の表中 | 益田市匹見町石谷口1323番1地先から同1108番地先まで | 益田市匹見町石谷口1323番1地先から同石谷口1108番地先まで |

平成19年3月30日付け島根県報号外第32号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|------------------------|---|
| 4 | 下から3 | 第16条の5第1項第1号を次のように改める。 | 第16条の3の2中「別表第3に掲げる管理職手当の支給割合が100分の25又は100分の20」を「当該職の区分が1種又は2種」に改める。 第16条の5第1項第1号を次のように改める。 |